

## 経済・産業分野の協力に関する覚書

### ベトナム社会主義共和国ホーチミン市人民委員会 および 日本国滋賀県

ホーチミン市人民委員会（ベトナム社会主義共和国）と滋賀県（日本国）（以下「双方」という）は、経済・産業分野についての協力関係を築き、双方互いの発展に貢献し、「アジアにおける平和と繁栄のための広範な戦略的パートナーシップ」を深めることを目的とする。

以下の内容を理解し合意した。

1. 互いに尊重し、平等で、双方の利益となり、ベトナムと日本の法律や政策に合致し、また両国が締結した国際条約に合致していることを基本に、経済・産業分野における協力関係を築き、それぞれの権限と管轄において双方の協力関係を構築し展開する。
2. 双方は、共通して関心のある分野、特に、裾野産業、ハイテク産業、科学技術分野の教育・訓練、研究開発、貿易、人材、観光、環境等の分野における取組を協力して推進する。
3. 双方は両州市の企業に対して、両州市における円滑な投資・貿易・ビジネス環境を整備し、情報公開・情報共有できる条件を整える。
4. 双方は、サイゴン・ハイテク・パークと滋賀県商工観光労働部との連携と協力に関心を寄せ、サポートする。
5. 本覚書により双方へ強制義務が発生することはない。本覚書は、双方の法律又は規定の措置や義務の履行を妨げることはない。
6. 双方の窓口は、担当部署を次のとおり定める。
  - ベトナム社会主義共和国ホーチミン市：ホーチミン市商工局
  - 日本国滋賀県：滋賀県商工観光労働部
7. 本覚書の有効期間は締結日からであり、5年間有効とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに本覚書の解除に関する書面による意思表示がない場合は、さらに同様の期間で継続更新されるものとする。本覚書の解除は展開されている活動や協力のプロジェクトに影響を及ぼさない。
8. 本覚書は相手の提案書面により、双方の合意に基づき改正や補足を行うことができる。本覚書のいずれの条項に関する解釈、適用または実施に関する相違は双方の意見により円満に解決する。

本覚書は、ホーチミン市で2014年11月13日に日本語、ベトナム語および英語により各二通作成し、それぞれ保有する。いずれの言語も正文とするが、解釈に疑義のある場合は、英語版を対照し優先する。

ベトナム社会主義共和国  
ホーチミン市人民委員会の代表

日 本 国 滋 賀 県 の 代 表

レ・ホアン・クアン  
委員長

三日月大造  
知 事